

令和6年度短期大学認証評価を振り返って

一般財団法人大学・短期大学基準協会
短期大学認証評価委員会
委員長 志賀啓一

1. 機関別評価結果

令和6年度は36短期大学に対して評価を行いました。評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努め、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、36短期大学を「適格」と認定しました。また、令和3年度短期大学認証評価結果において「改善意見」を付した1短期大学について評価を行った結果、意見の付された事項について改善がなされたことを確認し、短期大学評価基準を満たしていると認定しました。

2. 三つの意見

(1) 特に優れた試みと評価できる事項 (157件)

「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」が59件、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」が62件、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」が26件、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」が10件でした。基準別にみると、短期大学や学科等の特長を生かした教育研究成果の開放・提供やボランティア活動等の地域・社会貢献（Ⅰ-A「建学の精神」）、学習成果の獲得状況を測定・評価する指標・手法の策定（アセスメント・ポリシー）及びそれらを用いた査定結果の検証・改善の取組み、PDCAサイクルによる自己点検・評価活動（Ⅰ-B「教育の効果」、Ⅰ-C「内部質保証」）、また、学習成果・三つの方針に沿った授業形態・方法等の工夫・充実や学習成果の可視化への取組み（Ⅱ-A「教育課程」）、きめ細かな学習・生活・進路支援（Ⅱ-B「学生支援」）などの評価がありました。

基準Ⅰ-A「建学の精神」の地域・社会貢献においては、高等教育機関として教育研究成果を地域に還元する活動の拠点となり地域を支える活動はもちろんのこと、それらの取組みが教育課程と連動し、学生の学習成果の獲得への支援活動としても機能している事例が多くみられました。また、学生が産官学連携事業（Ⅰ-A「建学の精神」）、自己点検・評価活動（Ⅰ-C「内部質保証」）、学習・学生支援へ参画する事例が増えており、そうした活動が学生の人材養成に資する実践的な場となっている取組みも取り上げられています。

(2) 向上・充実のための課題 (86件)

基準Ⅰが7件、基準Ⅱが15件、基準Ⅲが49件、基準Ⅳが15件でした。基準別にみると、自己点検・評価活動の結果（報告書）のより積極的な公表を促すもの（Ⅰ-C「内部質保証」）、シラバスの記述方法・内容の改善・充実（Ⅱ-A「教育課程」）、経常収支バランス等の改善（Ⅲ-D「財的資源」）に関する指摘が多く見受けられました。シラバスについては記載内容だけでなく、設定項目に記載がない、記載が不十分であるなど、記載のばらつきに関する指摘も散見されました。

今後、指摘を受けた評価校はこれらの指摘事項について早期に改善に取り組んでいただ

きたいと思います。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項 (27件)

基準Ⅰが2件、基準Ⅱが4件、基準Ⅲが2件、基準Ⅳが19件でした。指摘事項については年度内の改善を求め、その改善状況を確認しました。概要は以下のとおりです。

「基準Ⅰ-B 教育の効果」

- ① 学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が学則等に定められていない。
- ② 学科の学習成果が明確に定められていない。

「基準Ⅱ-A 教育課程」

- ① オンデマンド型の授業の実施について、学則又は学則に根拠を置いた規程が定められていない。
- ② 各授業科目の単位数について、短期大学設置基準第7条に規定する学修に必要な標準時間及び単位数の計算基準が学則に明示されていない。
- ③ 1年次の前期科目の再試験で一度不認定になった科目について、再履修することなく学年末に再々試験を行い、単位認定しているケースがある。
- ④ 学生募集要項において、入試方法の区分ごとに募集人員を明記しているものの、専攻課程ごとの募集人員が明記されていない。

「基準Ⅲ-A 人的資源」

- ① 短期大学全体の教授数が1人不足している。

「基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ」

- ① 短期大学の名称変更に伴い、本来行われるべき諸規程の改定が完了していない。

「基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ」

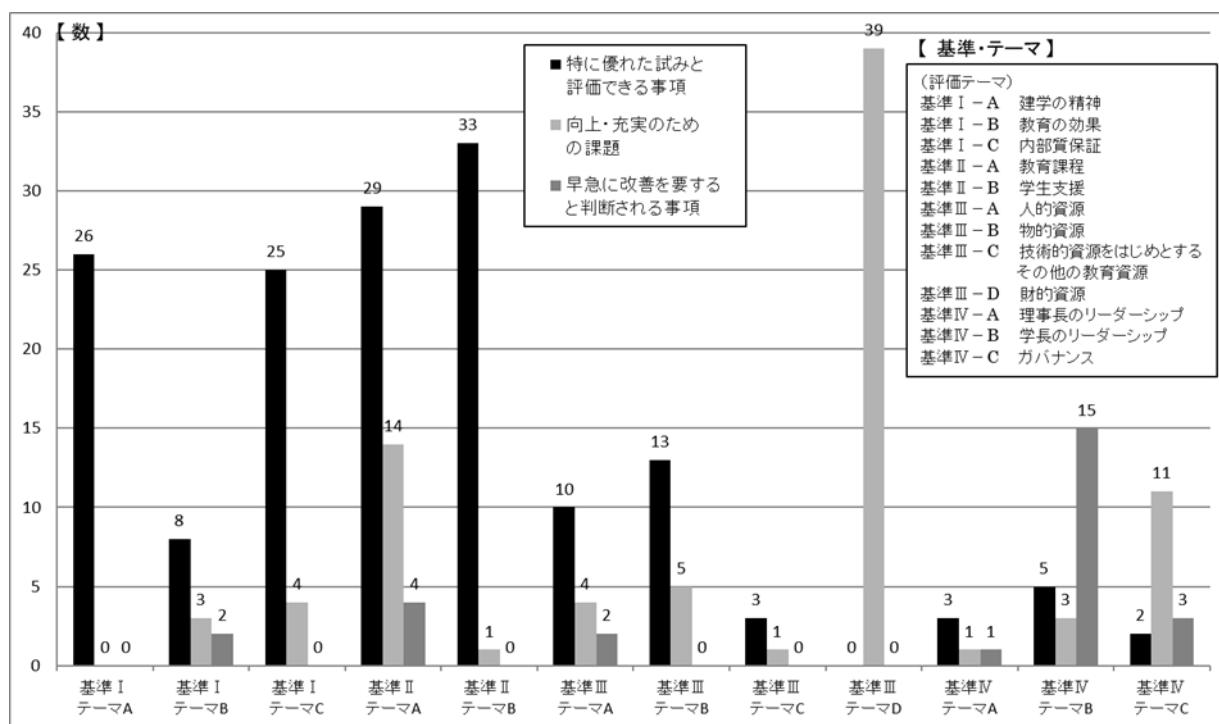
- ① 多くの短期大学の規程が、併設大学の規程を短期大学の規程と見做して運用されているが、その根拠規程がない。
- ② 学則及び教授会規程における教授会の役割が学校教育法にのっとり規定されていない。
- ③ 学則及び教授会規程の審議事項に、学校教育法で定める学位の授与に関する事項が規定されていない。
- ④ 学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていない。
- ⑤ 教授会の意見を聴くべき学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項が教授会において審議されていない。

「基準Ⅳ-C ガバナンス」

- ① 評議員会において、私立学校法及び寄附行為にのっとりあらかじめ意見を聴くべき事項が諮問されていない。
- ② 私立学校法において公表が義務付けられている寄附行為、役員名簿及び役員に対する報酬等の支給の基準が公表されていない。

これらの指摘事項については、各会員短期大学におかれてもご確認いただきたいと思います。

評価テーマ別に見た三つの意見（令和6年度）



3. 今後の評価に向けて

- (1) 私立学校法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、改正私立学校法が令和7年4月1日に施行されます。本協会では、この法改正や令和4年10月1日施行の改正短期大学設置基準を受け、短期大学認証評価要綱及び短期大学評価基準（以下、「評価基準」という。）を改定し、令和7年度を始期とする第4評価期間から適用します。

ただし、自己点検・評価は、評価を受ける前年度を中心に行われますので、後述する主たる改正部分「基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス」は、令和8年度に行う認証評価から適用となります。

改定した評価基準においては、従来、この評価基準に含まれていた「評価のための観点」を分離・独立させ、新たに「評価基準観点表」を設けました。

本協会では、今後、この「評価基準観点表」を改正私立学校法に対応すべく改定作業を行い、今年8月下旬に開催する令和8年度短期大学認証評価ALO対象説明会において説明する予定です。

- (2) 私立学校法改正の趣旨は、「実効性のあるガバナンス改革の推進」であり、改正内容の大半は、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配の整理による「建設的な協働と相互けん制」の確立です。

今回の改正で、役員等の選任、意思決定、理事による職務報告、決算、情報公表、内部統制体制の整備、会計帳簿等の保存期間などが、これらの手続を中心に細部にわたって規定されました。

今後、本協会による評価基準観点表の改定に関する可能性のある法定事項について、その一部を例示します。

- 理事を選任する際は、あらかじめ評議員会から意見聴取（法 30 条第 2 項）
 - 理事と評議員の兼職禁止（法 31 条第 3 項）
 - 監事は評議員会の決議により選任（法 45 条第 1 項）
 - 監事選任議案の評議員会への提出は、監事の過半数の同意が必要（法 49 条第 1 項）
 - 会計監査人は評議員会の決議により選任（法 80 条第 1 項）
 - 会計監査人選任議案は監事が監事の過半数の合意で決定（法 84 条第 1 項、2 項）
 - 理事会、評議員会の招集は、1 週間前までに通知（法 44 条第 1 項、法 70 条第 4 項）
 - 定時評議員会の招集を通知する際、計算書類等を提供（法 105 条第 1 項）
- 等々

これらを遵守していることを証明するためには、議事録の明確な記載（「選任した」、「決議した」）や通知文書（開催日の 1 週間以上前に発出）、決裁文書（議案提出）等のエビデンスが重要になりますので、あらかじめ改正私立学校法をご確認の上、どのようなエビデンスが用意できるのか、法人内でご検討いただきますようお願いいたします。

- (3) このほか、中央教育審議会による「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」に示されているように、高等教育機関等からの適切な情報発信がなければ、規模や立地、知名度等による評価が先行し、社会全体からの適切な評価が得られないことにつながってしまいます。情報公表は適切な評価を得るために欠くことのできない事柄ですが、短期大学のウェブサイトで情報を公表されているものの、容易にその情報に辿り着けない短期大学も見受けられます。

得たい情報に簡便にアクセスできることも情報公表の要素の一つとなりますので、これにつきましても各短期大学において今一度ご確認いただき、積極的な情報公表の取組みをお願いいたします。